

e ライフサポート・でんきとっしよ割引条件

本 則

この割引条件は、四電エナジーサービス株式会社（以下「当社」といいます。）と当社が定める電化機器リース制度の、賃貸サービスの提供を受ける者（以下「お客さま」といいます。）との間で締結する契約（以下「貸借契約」といいます。）に附帯して適用いたします。

1 名称

この割引条件の名称は、e ライフサポート・でんきとっしよ割引条件（以下「本割引条件」といいます。）といたします。

2 適用条件

本割引条件は、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- (1) 当社とお客さまの間で、貯湯式電気給湯機（以下、「給湯機」といいます。）の貸借契約が成立し、有効であること。
- (2) 給湯機の貸借契約お申し込み時に、四国電力株式会社（以下、「四電」といいます。）所定の様式によって、「でんきとっしよ契約」（以下「いっしよ契約」といいます。）および「でんきとっしよ割引 with e ライフサポート」（以下「いっしよ割引」といいます。）の申し込みをすること。
- (3) 四電とお客さまとの間で、いっしよ契約およびいっしよ割引が成立し、有効であること。

3 適用期間

本割引条件は、2 適用条件（1）、（3）に定める当社との貸借契約ならびに四電とのいっしよ契約およびいっしよ割引が有効である期間に適用いたします。

4 割引額

- (1) 本割引条件は給湯機の貸借契約に適用することとし、同一使用場所で給湯機を複数契約、または1契約で複数台契約いただいた場合でも、1契約として算定いたします。
- (2) 割引額は1月につき次のとおりとし、毎月お支払いいただく貸借契約の貸借料金から減額いたします。

1 契約につき	264 円（税込）
---------	-----------

5 契約の消滅

次のいずれかに該当する場合は、未払い料金含めて本割引条件が消滅するものといたします。

- (1) お客さまと当社との貸借契約が解約または終了した場合。
- (2) お客さまと四電とのいっしよ契約およびいっしよ割引が解約または終了した場合。

6 その他

本割引条件に定めのない事項については、電化機器リース制度「e ライフサポート」約款の定めによるものといたします。

附 則

（適用期日）

本割引条件は、2019年10月1日から適用いたします。